

平成 26 年度定例会 3 月会議開会挨拶（平成 27 年 3 月 9 日開催）

平成 27 年度定例会 3 月会議の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、町政執行方針等をもとに、新年度予算を審議する重要な議会であり、議員各位の活発な討議が展開されます事を願っております。

町の憲法となる「町づくり基本条例」・「議会基本条例」には、町政の政策形成過程である「立案・決定・執行・監視(評価)」それぞれの段階における論点・争点を明確にしていくことが謳われております。

町の各計画への議会からの提言は、「町民が実感できる政策を提言する議会」を目指す議会活動の具現化に向けた取組みとなります。町政経営の根幹となる重要計画を議決事項とし議会が一定の責任を分担することにより計画の精度を高める事が期待されるものであり、議会としては、計画とともに自らの提言にこだわり議会活動を展開することも課題としております。

今 3 月会議には、27 年度当初予算と合わせて各種重要計画が提案されております。

両基本条例、さらに総合計画策定と運用に関する条例が制定され、各計画については、行政評価に繋がる事を強く意識して策定が進められてきたと思いますが、議会・行政ともに今後の町政経営に参考となるよう、より一層計画の精度を高め政策の過程をもっとわかりやすく町民の皆様を示していく努力も必要であると感じております。

国が想定する地方創生^{みちのり}の道程は厳しく、障壁は高く、「地方のことは、地方で決める。」という地方分権の基本理念を重視し、政策 5 原則（自立性・将来性・地域性・直接性・結果重視）の実行を強く求めています。従来手法（考え方）を根本的に見直し取り組むことが重要であると理解しなければなりません。「自由と責任」を意識した真の地方政府を目指す地方自治体として主体的に自律できる体制を早急に構築しなければなりません。体制は、組織だけでなく、構成する人材であり、人材の意識・意欲を高めることが重要ですし、体制は、行政・議会だけでなく、町を構成する住民との協働であり、住民の意識・意欲を高めることも重要です。

地方自治体にとってなお厳しい状況は続きますが、福島町議会としても、町民の負託に応えるため、尚一層研鑽に励み、課題に向かって着実に活動を続けていかなければならないと思っております。

3 月 6 日の啓蟄も過ぎ本州からは、桜の便りが聞かれる時節となりました。

町内でもそろそろ「ふきのとう」「福寿草」等、春のいぶきを感じさせる話題がでてくることと思いますが、まだまだ朝晩の寒さは厳しいものがあります。出席者各位には、健康に留意され、お体ご自愛の上、本定例会の議事運営にご協力をいただきますよう、お願い申し上げ開会の挨拶といたします。